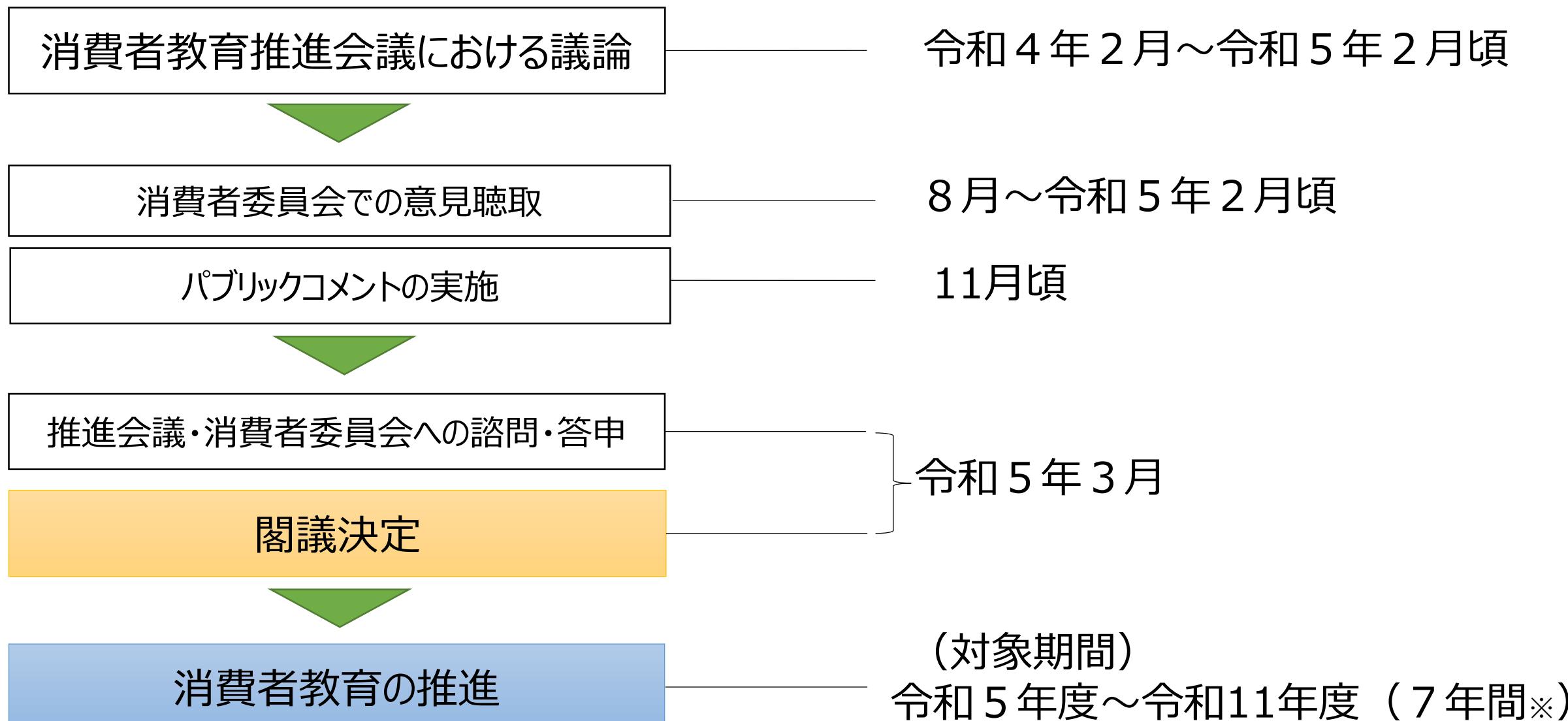


# 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」 の見直しについて

# 1. 消費者教育の推進に関する基本的な方針の変更について

- ・消費者教育の推進に関する法律（平成24年12月施行）第9条に基づき策定する、消費者教育の担い手（国、地方、消費者団体、事業者等、消費者自身）にとっての指針。
- ・内閣総理大臣及び文部科学大臣が案を作成、閣議で決定。
- ・平成25年に策定し、平成30年に変更。**令和4年度中に2回目の変更**を行う。

＜想定されるスケジュール＞



(※)次期基本方針に限り5年から変更。「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和3年12月21日閣議決定)に基づき、消費者基本計画と基本方針の対象期間を一致させるための措置。

## 2. 今回の基本方針の変更方針

### ■ 基本的な構成は維持しながらも、消費者教育の進捗、社会経済情勢の変化等を踏まえて内容を充実

※第31回消費者教育推進会議（2月）で見直しの論点案を議論いただき、構成を大幅に変更すべきとのご意見はなかった。

- 現基本方針の構成は以下の通り。

<p><u>I. 消費者教育の推進の意義</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>1 消費者を取り巻く現状と課題</li><li>2 消費者教育の推進の必要性</li><li>3 基本方針の視点・位置づけ</li></ul> <p><u>II. 消費者教育の推進の基本的な方向</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>1 体系的推進のための取組の方向</li><li>2 各主体の役割と連携・協働</li><li>3 他の消費生活に関連する教育と消費者教育との連携推進</li></ul> <p><u>III. 消費者教育の推進の内容に関する事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>1 様々な場における消費者教育</li><li>2 消費者教育の人材（担い手）の育成・活用</li><li>3 消費者教育の資源等</li></ul>	<p><u>IV. 関連する他の消費者施策との連携</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>1 消費者の安全・安心の確保</li><li>2 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保</li><li>3 消費者意見の反映・透明性確保</li><li>4 苦情処理・紛争解決の促進</li></ul> <p><u>V. 今後の消費者教育の計画的な推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>1 今後の推進方策について</li><li>2 基本方針の達成度の検証</li></ul>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### ■ 基本方針の対象期間を今期に限り7年間に（第31回会議において合意）

- 「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）に基づき、消費者基本計画と基本方針の対象期間を一致させるための措置。
- 7年間となることを踏まえ、対象期間中必要に応じて基本方針の変更の必要性を検討。

### 3. 消費者教育の進捗と課題

消費者教育 = 被害に遭わない（**だまされない消費者**） +  
より良い市場・社会の発展のために積極的に関与する（**自分で考える消費者**）の育成

学校

- ・成年年齢引下げに向け、内容、実施率とも**一定の進捗**

- ✓ 学習指導要領において消費者教育の内容を充実
- ✓ 高等学校等における実践的な消費者教育の実施率：91%（2021年度）

➤ 外部講師の活用等一層の消費者教育の改善・充実

地域  
社会

- ・計画策定、協議会設置が進み、消費生活センター等を拠点に、地域の消費者教育は**一定程度進捗**

- ✓ 消費者教育推進計画：47都道府県・18政令市（2021年4月時点）
- ✓ 消費者教育推進地域協議会：47都道府県・19政令市（2021年4月時点）
- ✓ 消費者教育コーディネーターの配置：40都道府県、16政令市（2021年4月時点）
- ✓ 地方公共団体による講座の実施（2020年度 対学生：3851、対社会人：1443、対高齢者：2850）

➤ 担い手の育成、関係者の連携・相互の学びを促進

職域

- ・取組は**緒に就いたところ**

- ✓ 消費者志向自主宣言事業者：327（2022年5月）  
※従業員向け消費者教育の推進に関する取組は2022年度からの実施を検討中

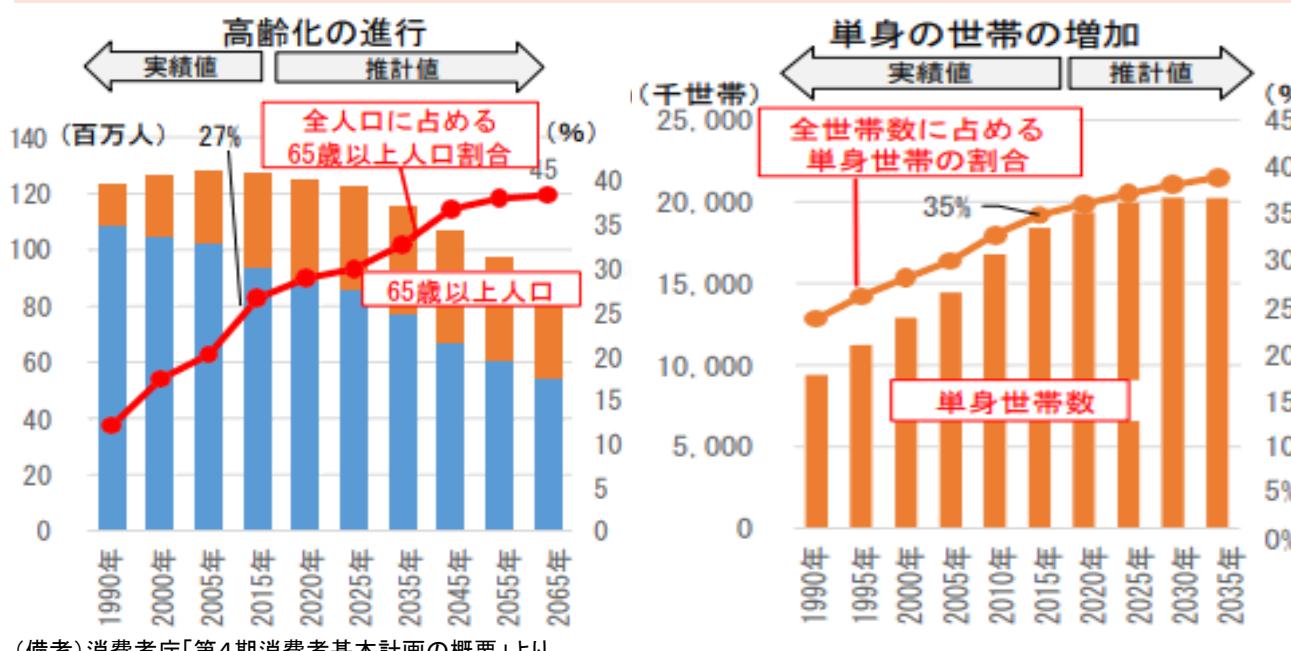
➤ 繼続的学びに向け、職域の取組を強化

# 4. 基本方針変更案

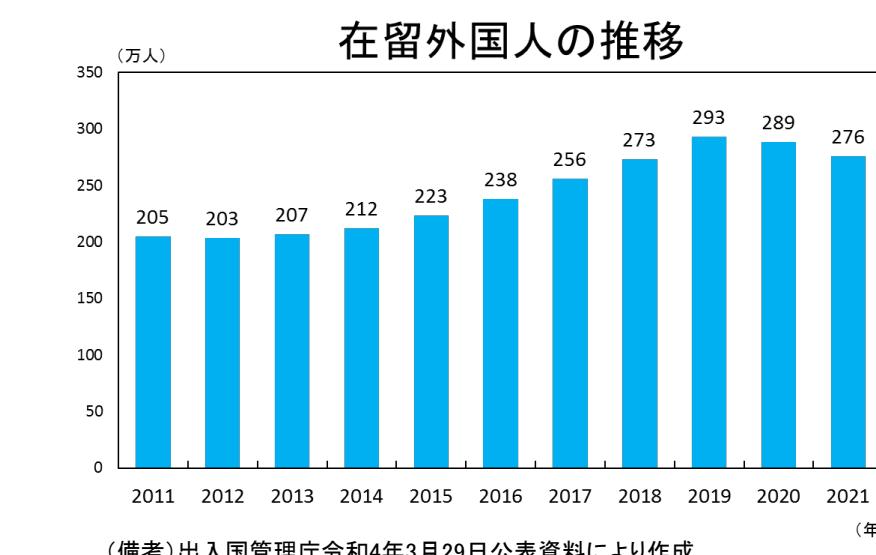
## I 消費者教育の推進の意義①

### 消費者の多様化

- ・高齢化の進行等（高齢者、障がい者の増加）
- ・成年年齢の引下げ（令和4年4月改正民法施行）
- ・孤独・孤立の顕在化（単身世帯化、コロナ禍での接触減）
- ・在留外国人等の増加（新たな在留資格の創設）
- ・家計の多様化（金融資産の有無、K字回復による格差）



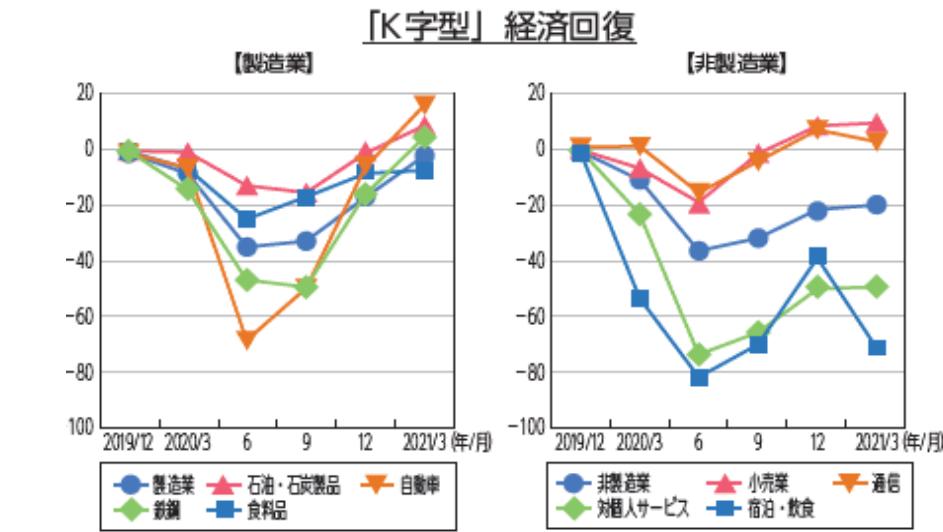
- ・多様な消費者の特性を踏まえたきめ細やかな対応



### 障がい者数

	平成28年	前回（平成23年）
総数	593.2万人	511.2万人
障害者手帳所持者	559.4万人	479.2万人
身体障害者手帳所持者	428.7万人	386.3万人
療育手帳所持者	96.2万人	62.2万人
精神障害者保健福祉手帳所持者	84.1万人	56.8万人
障害者手帳非所持者で、自立支援給付等を受けている者	33.8万人	32.0万人

(備考)厚生労働省「平成28年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」により作成。



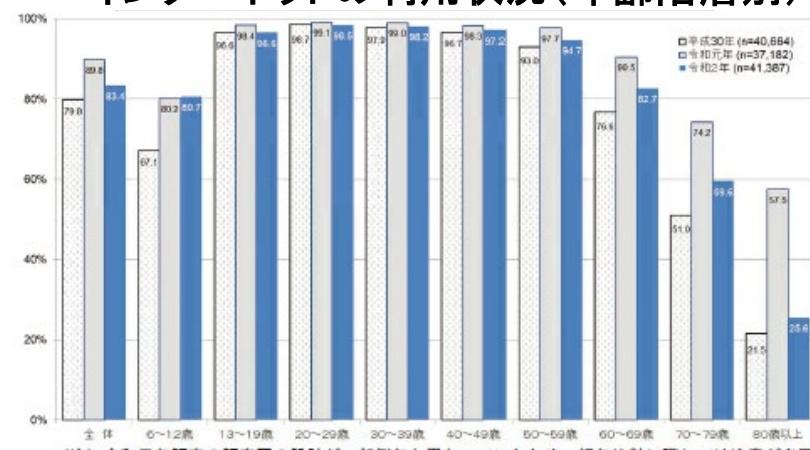
# I 消費者教育の推進の意義②

## 社会情勢の変化

- ・デジタル化の進展(商品取引、情報取得・発信における変化)
- ・持続可能な社会実現に向けた機運の高まり  
(食品ロス削減、カーボンニュートラル、プラスチック資源循環、サステナブルファンクション)
- ・自然災害等の緊急時対応 (コロナ禍における不確かな情報の拡散、消費者の行き過ぎた言動等)

- ・デジタル化への対応
- ・消費者自ら及び相互に「学び」「考える」ことを促進
- ・消費者市民社会の一員としての行動促進

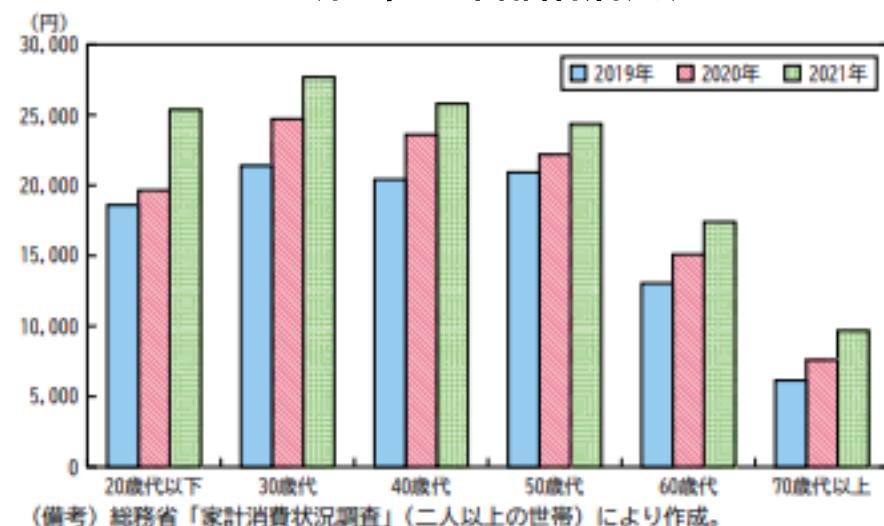
インターネットの利用状況(年齢階層別)



(注) 令和元年調査の調査票の設計が一部例年と異なっていたため、経年比較に際しては注意が必要。

(備考) 総務省「令和2年通信利用動向調査」より抜粋。

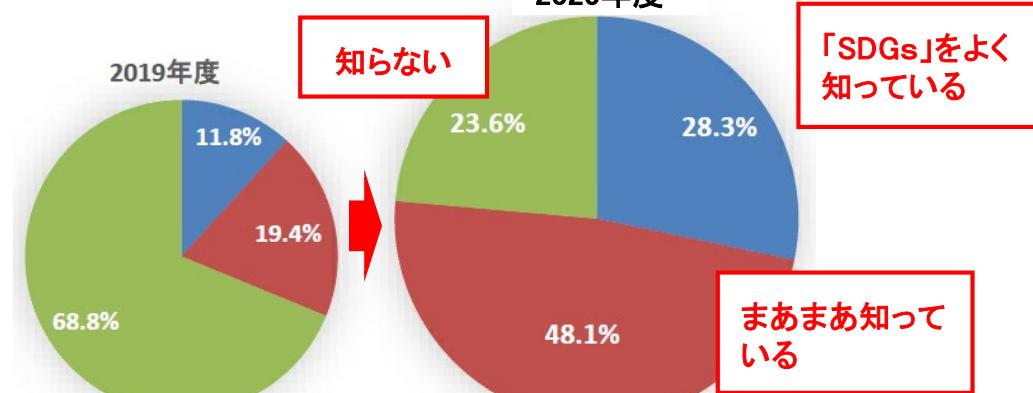
インターネットを利用した支出総額の推移  
(世帯主年齢階層別)



(備考) 総務省「家計消費状況調査(二人以上の世帯)」により作成。

消費者庁「令和4年消費者白書」より抜粋。

「SDGs」の認知度  
2020年度

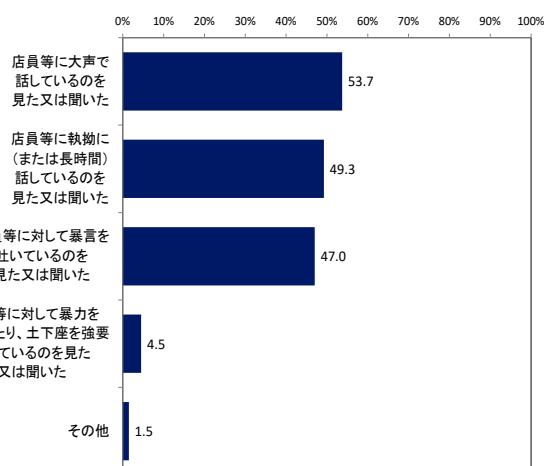


(備考) 損害保険ジャパン株式会社「SDGs・社会課題に関する意識調査」より。

コロナ拡大時の消費者行動

行き過ぎた言動の内容

- ・不確かな情報を受け取った経験がある割合: 41.0%
- ・従業員への行き過ぎた言動の見聞経験がある割合: 13.4%



(備考) 消費者庁「新型コロナウイルス感染症拡大等緊急時における消費行動」に関する消費者意識調査」より。

### <基本的視点>

- 多様な消費者の特性を踏まえたきめ細やかな対応（特に若年者、高齢者等）

### <取組の方向>

- 消費者教育に関する学びが充実した学習指導要領の着実な実施
- 大学、事業者の新人研修等における、継続的な教育機会の提供
- 若年者が相談しやすいメール等による消費生活相談の推進
- 多様な高齢者の実態や社会のデジタル化を踏まえた消費者教育の一層の工夫
- 生活の支援が必要な高齢者や障がい者等の支援者（家族、介護従事者、民生委員等）へ働きかけ

### <基本的視点>

#### ■ デジタル化への対応

(①デジタル取引に伴う消費者トラブルから自らを守るための知識、②接する大量の情報に対する批判的思考力、③適切に情報を収集・発信する力等を身に付けるための取組)

### <取組の方向>

- 多様な高齢者の実態や社会のデジタル化を踏まえた消費者教育の一層の工夫(再掲)
- 若年者が相談しやすいメール等による消費生活相談の推進 (再掲)
- デジタル関連の最新のトラブル事例や教材の提供による問い合わせ支援
- 消費者教育ポータルサイトでの様々な主体の取組事例や団体情報の発信・提供による各主体間の連携の促進
- メディアの特性や対象となる年齢層等を踏まえた効果的な情報提供手法の検討
- デジタルを活用した消費者自らの情報収集、相互へ伝え合う活動の促進

### <基本的視点>

- 「教えられる」だけでなく、消費者による自ら及び相互に「学び」「考える」ことを促進
- 消費者市民社会の一員としての行動を促進

### <取組の方向>

- デジタルを活用した消費者自らの情報収集、相互へ伝え合う活動の促進(再掲)
- 大学生が主体となって周囲の若年者等への啓発活動を行う等、相互の学びを促進
- 消費生活が地球環境等に与える影響について考える素材となる情報の提供
- 緊急時等における不確かな情報に基づく行動や、適切な意見の伝え方等、消費者としてよりふさわしい行動を考えるきっかけとなる情報の提供
- 社会課題解決のため消費者と事業者の共創・協働の促進（消費者によるエシカル消費と事業者の消費者志向経営の取組を両輪として推進、食品ロス削減のように両者が協力して取り組める好事例を発掘・推進）

### Ⅲ 消費者教育の推進の内容に関する事項①

※赤字は拡充内容

#### 1 様々な場における消費者教育の推進

##### 学校

- ・小・中・高等学校においては、平成29年、30年に改訂された学習指導要領の徹底、外部講師の活用を図る。高等学校においては成年と未成年が混在することとなつことにも留意。
- ・大学・専門学校においては、学生主体の啓発活動等の特色ある取組を促進。コロナ禍による学生の孤独・孤立化に付け込んだ消費者被害・トラブル等への対応が必要。

##### 地域社会

- ・消費生活センター等を拠点に、情報発信や様々な担い手と連携をコーディネート。
- ・PTAや老人クラブ、多文化共生支援団体等、消費者の特性に応じたコミュニティの活用。
- ・高齢者・障がい者には、デジタル化に誰一人取り残されないための対応も重要。

##### 家庭

- ・子どもは親を信頼できる情報源と認識していることも踏まえ、保護者が正しい知識を身に付け、家庭内で普段から話し合うことを促進。
- ・家庭内において、高齢者と情報共有、連携することも重要。

##### 職域

- ・事業者のニーズも踏まえつつ、消費者教育の意義、メリットを整理し、事業者向けプログラムを開発する等、取組を強化。

## 2 担い手の育成・活用

- ・学校の教職員への研修機会や情報の提供。
- ・消費者団体・NPOが力を発揮できるよう、**地域で活動する団体の情報を提供。**
- ・消費生活センター等を地域の担い手育成拠点とするため、地方公共団体へ有用な情報を提供。
- ・**コーディネーターの配置促進、機能向上に向けた支援。**
- ・様々な担い手の連携・協働の場を提供するとともに、学校外の専門家の活用を促進。
  
- ・事業者・事業者団体には、**公正で健全な市場の参加者として**、情報提供や出前講座の実施を期待し、**働きかけや情報提供**を実施。
- ・消費者には、自ら学ぶとともに、**自ら考え、消費者市民社会の担い手**となることを期待。**関係者の連携と相互の学び**を促進。情報モラルや不適当な言動にも留意が必要。

## 3 消費者教育の資源等の充実

- ・デジタル化等**経済社会情勢の変化に対応**し、**担い手が活用しやすい**教材作成。
- ・消費者教育**ポータルサイトの継続的な改善**。
- ・**最新のトラブル**について、**デジタル技術も活用**して提供。

安全・安心の確保、自主的かつ合理的な選択の機会の確保等

## V 今後の消費者教育の計画的な推進

### ■ 計画的な推進

- ・国は、基本方針に基づき、消費生活に関する教育について各省庁で施策を推進。
- ・地方公共団体は、基本方針を踏まえ、地域の事情・特性に応じた施策を推進。
- ・消費者教育の効果的な推進のため、消費者教育推進会議を活用し継続的に議論。

### ■ 達成度の検証

- ・今期の基本方針の対象期間を7年間としたことを踏まえ、**必要に応じて基本方針の変更の必要性**を検討。
- ・都道府県では全てにおいて推進計画が策定されていることを踏まえ、**内容の充実、PDCAサイクルの確立**等、実効性の確保を目指すとともに、**広域的視点から**管内市町村の取組を支援。市町村では、**それぞれの状況に応じた形での推進計画の策定**を目指す。
- ・消費者教育の**目指すべき姿と照らして、進捗状況や効果を調査**。

# (参考) 我が国の消費者教育を巡る歴史

消費者教育  
推進会議

	主な出来事(立法含)	消費者教育関連施策	消費者教育 推進会議
2012年	12月 消費者教育推進法 施行		
2013年		6月 消費者教育推進基本方針 決定	
2015年	9月 国連総会において「SDGs」が採択 65歳以上の高齢者が占める割合が1/4以上となる	7月 消費者ホットライン3桁化(188) 運用開始	第1期
2016年		10月 消費者志向経営推進組織 設置	
2017年	12月 SDGsアクションプラン2018 決定	4月 「倫理的消費」調査研究会 取りまとめ	第2期
2018年	6月 民法改正法(成年年齢引下げ) 成立 訪日外国人等が年間5000万人を超える	2月 若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム 決定 3月 消費者教育推進基本方針 変更 6月 若年者の消費者教育分科会 取りまとめ	
2019年	4月 外国人に対する新たな在留資格(特定技能)の創設 6月 G20サミットで大阪ブルー・オーシャン・ビジョンを提案 H30改正消費者契約法 施行 9月 G20消費者政策国際会合(議題:デジタル時代における消費者政策の新たな課題) 10月 食品ロス削減推進法 施行	7月 地域における消費者教育の充実に向けた連携に関する分科会取 りまとめ	第3期
2020年	4月 新型コロナウィルス感染症が拡大、緊急事態宣言の発令 7月 レジ袋有料化 消費者のデジタル化への対応に関する検討会報告書 公表 10月 2050年カーボンニュートラル宣言	3月 第4期消費者基本計画 決定 食品ロス削減推進基本方針 決定 4月 改定学習指導要領(小学校)施行 10月 全世代における体系的な消費者教育に向けた連携に関する分科会取 りまとめ	第4期
2021年	6月 コーポレート・ガバナンス・コード※ 改訂 ※上場企業に、自社のサステナビリティに関する取組を開示することを要請 9月 デジタル庁設置	1月 緊急時における消費者行動について公表 3月 「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーン 決定 4月 改定学習指導要領(中学校)施行 5月 社会のデジタル化に対応した消費者教育に関する分科会 取りまとめ 8月 サステナブルファッションの推進に向けた関係省庁連携会議 立ち 上げ	
2022年	4月 成年年齢引下げ 施行 プラスチック資源循環促進法 施行 5月 R4改正消費者契約法 成立 取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保 護に関する法律 施行 6月 改正特定商取引法・預託法一部施行	3月 成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針 決定 4月 改定学習指導要領(高等学校)施行	第5期

